

個人番号（マイナンバー）申請

令和6年12月1日から介護支援専門員の各種申請時に「マイナンバー」の申請が必須となりました。

Q 今まで、都への申請ではマイナンバーは記載禁止だったのにどうして？

A 従来は記載禁止でしたが、厚生労働省令により令和6年12月1日からマイナンバー登録申請が必須となりました。

Q マイナンバーカードを持ってないけど、どうすればいいの？

A マイナンバーの「通知カード」に記載されているマイナンバーを登録申請できます。

Q マイナンバーカード登録で20,000ポイントもらった時の手続きのこと？
だったら済んでるよ。

A 別の手続きなので登録申請は必要です。
マイナンバー登録をしないと専門員証等の申請は全て取り下げとなります。

Q 専門員証の電子申請のときにマイナンバーを入力すればいいの？

A 違います。
それぞれ別の申請です。

マイナンバー登録
▶ 東京都介護保険課

専門員証の申請等
▶ 東京都福祉保健財団

このように、申請先、申請方法が分かれています。

Q まだ都へマイナンバーの届け出をしていないけど大丈夫？

A 登録申請のタイミングでしていただければ大丈夫です。
次回の専門員証の申請時にお願いします。

Q 専門員証の申請のたびに何回もマイナンバー登録申請しないといけないの？

A マイナンバー登録申請は、登録申請の都度、個人番号の登録が必要になります。
ただし、住所・氏名のみの登録事項変更の場合は登録不要です。

介護支援専門員の個人番号申請の手続きについて【重要】

1 個人番号（マイナンバー）の登録が義務化されました

この度、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき「介護保険法施行規則」が一部改正されたため、令和6年12月1日より介護支援専門員の資格に関する申請をする際に個人番号（マイナンバー）の登録が義務化されました。

2 登録事項の申請

個人番号の登録が義務化された申請は、以下の通りです。

【step 1】（電子申請）

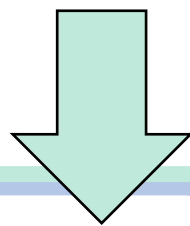
【公益財団法人東京都福祉保健財団への申請】

・登録申請 ・書換交付申請 ・証交付申請※ ・再交付申請

【東京都福祉局への申請】

・登録移転申請

※法定研修修了後の
「更新交付」申請も含まれます。



3 個人番号（マイナンバー）の申請

【step 1】

の申請後、

必ず東京都庁へ個人番号（マイナンバー）を届け出てください。

【step 2】

（電子申請または紙申請）

申請方法

電子申請が可能になりました！

マイナンバーカードとスマートフォンをお持ちですか？

はい

（1）電子申請へ

いいえ

（2）郵送申請へ

（1）電子申請（マイナンバーカード・スマートフォンをお持ちの方）

マイナンバーカードおよびスマートフォンをお持ちの方は
申請フォームから電子申請を行ってください。

【申請フォームQRコード】

【申請フォームURL】

<https://logoform.jp/form/tmgform/1192649>



【オンライン申請に必要なもの】

- ・マイナンバーカード
- ・券面事項入力補助用暗証番号
（マイナンバーカード交付の際にご自身で設定した4桁の数字）
- ・スマートフォン（「マイナサイン」アプリのダウンロードが必要になります）
- ・本人確認書類
→介護支援専門員証・運転免許証の写し・在留カードの写し
・特別永住者証明書の写し・旅券（パスポート）の写し・運転経歴証明書の写し
（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）
のうちいずれか1点

(2) 郵送申請（(1) 以外の方、電子申請が難しい方）

マイナンバーカードをお持ちでない方や電子申請が難しい方は
郵送にてご申請ください。

【提出書類】

①個人番号登録申請書

様式を東京都ホームページ

(https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/touroku/kozinbangou)
からダウンロードしてご使用ください。

②個人番号確認書類

→マイナンバーカードの裏面の写し・通知カードの写し・
個人番号が記載された住民票原本（3か月以内に交付を受けたもの）
のうちいずれか1点

③本人確認書類

→マイナンバーカードの表面の写し・運転免許証の写し・在留カードの写し・
特別永住者証明書の写し・旅券（パスポート）の写し・
運転経歴証明書の写し（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）
のうちいずれか1点

【提出方法について】

個人情報を含む書類を送付いただくため、レターパックや簡易書留、
特定記録等追跡可能な方法でお送りください。

提出先は下記のとおりです。

（↓の点線に沿って切り取り封筒に貼付してご使用いただけます。）

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都 福祉局 高齢者施策推進部
介護保険課 ケアマネジメント支援担当

4 注意事項

- ・ STEP 1 の申請後、STEP 2 の申請が完了するまで手続きは進みません。
STEP 1 の後STEP 2 の申請をすることを忘れないようお気を付け
ください。
- ・ 個人番号（マイナンバー）の申請は登録事項の申請の都度必要です。
以前申請したことがあっても、手続きのたびに再度ご提出が
必要になりますのでご注意ください。

登録申請の手順

申請先	公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉保健財団	東京都福祉局 高齢者施策推進部介護保険課 東京都
申請	登録事項の申請 (更新・新規・書換・登録) の手続き 電子申請	個人番号（マイナンバー） の申請 の手続き 電子申請または 郵送申請
申請方法	電子申請システム	個人番号登録申請
申請内容 (申請順)	手続き ① — ①の申請受付メールで②の登録申請用URLをご案内 — ② 手続き (A) 更新交付 (B) 登録&新規交付 (実務研修) (C) 登録のみ (実務研修) (D) 新規交付 (実務研修) (E) 新規交付 (再研修) (F) 再交付 (G) 書換交付 (H) 登録事項変更	
本人確認 提出物	以下の画像（写真） 次のいずれか1点    マイナンバーカード (表のみ) 運転免許証 (両面) 住民票※ 氏名変更を伴う場合  戸籍抄本 (謄本) ※ その他 申請種別により必要   顔写真 修了証書 ※住民票・戸籍抄本 (謄本) : 3か月以内に交付を受けたもの	以下の画像またはコピー（紙） 電子申請の場合（読み取り・画像で添付）   マイナンバーカード 本人確認書類 (写) ※1 郵送申請の場合（コピーを同封）   マイナンバーのわかる 書類 (写) ※2 本人確認書類 (写) ※3 ※1 電子申請の本人確認書類： 介護支援専門員証・運転免許証の写し・在留カードの写し・ 特別永住者証明書の写し・旅券（パスポート）の写し・ 運転経歴証明書の写し（交付年月日が平成24年4月1日以降の ものに限る。）のうちいずれか1点 ※2 郵送申請のマイナンバー確認書類： マイナンバーカードの裏面の写し・通知カードの写し・ 個人番号が記載された住民票原本（3か月以内に交付を受け たもの）のうちいずれか1点 ※3 郵送申請の本人確認書類： マイナンバーカードの表面の写し・運転免許証の写し・ 在留カードの写し・特別永住者証明書の写し・旅券の写し・ 運転経歴証明書の写し（交付年月日が平成24年4月1日以降 のものに限る。）のうちいずれか1点